2024年3月4日 大日本除蟲菊株式会社

「蚊類防除用エアゾール」特許に関する特許権侵害訴訟の提起について

大日本除蟲菊株式会社(本社:大阪市西区土佐堀一丁目4番11号,代表取締役:上山直英)は、蚊類防除用エアゾールの発明について弊社が有する特許権(特許第7026270号)に基づき、アース製薬株式会社(本社:東京都千代田区神田司町二丁目12番地1、代表取締役:川端克宜)に対し、2024年3月1日付け、同社が製造販売する下記の製品の製造販売等の差止めを求めて、東京地方裁判所に特許権侵害差止等請求訴訟を提起いたしましたので、その旨お知らせいたします。

記

- おすだけノーマット スプレータイプ120日分 (販売名:アース殺虫エアゾールFJ1)
- おすだけノーマットロング スプレータイプ200日分 (販売名:アース殺虫エアゾールFJ3) 他

弊社が有する上記特許権は、弊社の研究開発において、蚊は飛んでいる時間よりも壁面等に止まっている時間の方が長いという習性を発見し、「蚊類防除用エアゾール」の噴射力や噴射容量等を調整することにより、室内空間の露出部に付着させ、蚊類に対し優れた防除効果を奏することができる「蚊類防除用エアゾール」の発明についての特許権であり、弊社「蚊がいなくなるスプレーシリーズ」の基本となる特許となります。

弊社は,弊社の知的財産権が会社の重要な資産であることを認識し,知的財産権の保護に 努めるとともに,第三者による侵害行為に対し厳正に対処してまいります。

以上